

山梨県公報

号外第十一号

平成三十一年

二月二十一日

木曜日

目次

選挙管理委員会

- 公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程……………一
- 政治団体の名称等の届出……………二
- 不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正(二件)……………三

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会規程第一号

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年二月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等施行規程(昭和四十四年山梨県選挙管理委員会規程第三号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中「及び第三号」を「、第三号及び第四号」に改める。

第十一条の二第四項中「十三万枚」を「十一万五千枚、山梨県議会議員の選挙にあつては一万六千枚」に改める。

第十一条の二第六項中「十三万枚」を「十二万五千枚、山梨県議会議員の選挙にあつては一万六千枚」に改める。

第七号様式その二、第七号様式の二その二及び第七号様式の三その二中「山梨県知事選挙」を「何選挙(何選挙区)」に改める。

第七号様式の四その一備考四中「二万五千三百円」を「一万五千八百円」に改める。
第七号様式の五中「山梨県知事選挙」を「何選挙(何選挙区)」に、同様式備考四中

「十三万枚」を「山梨県議會議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第六条に規定する枚数」に、「七円三十銭」を「七円五十一銭」に、「三十六万五千円」を「三十七万五千五百円」に、「四円八十八銭」を「五円二銭」に改める。

第七号様式の六備考四中「三十万千八百七十五円」を「三十一万五百円」に、「五百十円四十八銭」を「五百二十五円六銭」に、「五十五万七千五百円」を「五十七万三千三百円」に、「二十六円七十三銭」を「二十七円五十銭」に改める。
第八号様式その一(別紙二の一)中「一万五千三百円」を「一万五千八百円」に改める。

第八号様式その二中「山梨県知事選挙」を「何選挙(何選挙区)」に改める。

第八号様式その二(別紙)備考二中「七円三十銭」を「七円五十一銭」に、「三十六万五千円」を「三十七万五千五百円」に、「四円八十八銭」を「五円二銭」に改める。

第八号様式その三(別紙)備考二中「三十万千八百七十五円」を「三十一万五百円」に、「五百十円四十八銭」を「五百二十五円六銭」に、「五十五万七千五百円」を「五十七万三千三百円」に、「二十六円七十三銭」を「二十七円五十銭」に改める。

附則

この規程は、平成三十一年三月一日から施行する。

山梨県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりであった。

平成三十一年二月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
富岳会	渡邊元春	流石勢子	南都留郡富士河口湖町船津三四四九	平成三十一年一月二十六日	平成三十一年一月三十一日
伊藤シオン後援会	伊藤シオン	伊藤猛	韮崎市龍岡町若尾新田四九二一五、二一五〇二	平成三十一年二月四日	平成三十一年二月四日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
旧	自由民主党鳴沢村支部	渡辺雄司	渡辺政司	南都留郡鳴沢村二七三七	平成三十一年一月十五日	平成三十一年一月二十四日
新	自由民主党鳴沢村支部	渡辺月丸	渡辺雄司	南都留郡鳴沢村四四四七		
旧	自由民主党南部町支部		望月光彦		平成三十一年一月十五日	平成三十一年一月二十四日
新	自由民主党南部町支部		望月藤一			
旧	明るい民主県政をつくる会			甲府市朝日五丁目七一二積善ビル二階	平成三十一年一月二十八日	平成三十一年二月一日
新	明るい民主県政をつくる会			甲府市宝一丁目一〇一四		
旧	友雅会			山梨市七日市場七八三三八	平成三十一年二月一日	平成三十一年二月四日
新	友雅会			山梨市七日市場八一六一七		
旧	正友会			甲府市羽黒町二〇二一一	平成三十年十一月一日	平成三十一年二月四日
新	正友会			甲府市羽黒町一五六一一五		
旧	享友会	野口忠蔵			平成三十一年二月五日	平成三十一年二月五日
新	享友会	秋山捨雄				

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
内田利明後援会	内田茂樹	木村亮	西八代郡市川三郷町下大鳥居二二	平成三十年十月三十一日	平成三十一年一月三十一日
向山敏宏後援会	向山敏宏	向山香	南アルプス市荆沢四一五	平成三十年十月二十五日	平成三十一年二月六日

山梨県選挙管理委員会告示第二十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（平成九年山梨県選挙管理委員会告示第四号）の一部を次のとおり改正する。

平成三十一年二月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

表中「身体障害者療護施設はまなし寮」を「障害者支援施設はまなし寮」に改める。

山梨県選挙管理委員会告示第二十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（平成七年山梨県選挙管理委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正する。

平成三十一年二月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

表中「社会福祉法人深敬園身体障害者療護施設かじか寮」を「社会福祉法人深敬園障害者支援施設かじか寮」に改める。

発行者

山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番